

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」
中一部改正

○ 題名を「事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員及びエキスパート職員の
給与支給額、支給割合等」に改める。

○ 目次中 1. を横線のとおり改める。

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

(1) 俸給

イ、管理職及び企画専門職員

ロ、管理職等以外の職員

(2) }
∫ } 略 (不変)
(5) }

○ 目次中 4. を横線のとおり改める。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1) }
(2) } 略 (不変)

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の定例給与

事務職員（管理職、総合職、特定職及び一般職）、技術職員、庶務職員、企画専門職員の定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなる。

(1) 俸給

イ、管理職及び企画専門職員（以下「管理職等」という。）

……業績に顕われた能力に応じて支給する。

(年額)

略 (不変)

(注) 1. 略 (不変)

2. 管理職における俸給 (年額) と職位については、原則として以下の対応関係による。

(年額)

局長・審議役級	参事役級	企画役級
略 (不変)		

ロ、管理職等以外の職員……職種等の区分に応じて支給する。

職種等	月額
略 (不変)	

(注) 略 (不変)

(2) 資格給

資格給は、基本資格給、特別加減給及び役割加算からなる。ただし、管理職等には支給しない。

イ、
 ㍷、
 ハ、

} 略 (不変)

(3) 扶養手当

扶養手当は、本人の収入によって生計を維持する扶養親族を有する者に支給する。ただし、企画役級以上またはもしくはこれに相当する者または企画専門職員には支給しない。

区 分	月 額
略 (不変)	

(4) 満年齢 55 歳以上の者の俸給及び資格給の取扱い

満年齢 55 歳以上の者については、(1) 及び (2) で定めた俸給及び資格給に以下の率を乗じた額をもって俸給及び資格給とする。ただし、本人の職責及び勤務成績に応じて、それぞれの率につき $-5.10/100$ から $+10.20/100$ までの範囲内で加減することができる。

イ、略 (不変)

ロ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職以外の者

$5.65/100$

ハ、満年齢 58 歳以上同 60 歳未満の管理職及び満年齢 60 歳以上同 65 歳未満の者

$5.5/100$

(5) 略(不変)

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 賞与

(1) 賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職等は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(2) 賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。最低支給部分は基準日の資格等に応じて支給し、査定支給部分は各期(注)の業績査定に応じて支給する。その他の賞与の支給条件はその都度定める。

(注) 管理職等は4月から翌年3月を、管理職等以外の職員は4月から9月まで及び10月から翌年3月までを指す。

(3) 略(不変)

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 事務職員・技術職員・庶務職員・企画専門職員の退職手当

(1) 退職一時金

略(不変)

イ、退職手当計算基準俸給

退職手当計算基準俸給は、退職手当本給及び退職手当資格給からなる。

(イ) 退職手当本給

退職手当本給は、標準年齢に応じて定める。

職種等	退職手当 本給 最低額	最低額 適用 標準年齢	標準年齢1歳 当りの加算金額 (定期昇給額)
事務職員 技術職員1・4種 <u>企画専門職員</u>	}	}	略(不変)
技術職員2種 庶務職員			

(注) 略(不変)

(ロ) 退職手当資格給

退職手当資格給は退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給からなる。

a. 退職手当基本資格給

退職手当基本資格給は、資格等に応じて定める（金額は別表2参照。以下同じ。）。ただし、管理職については、退職前5年間の俸給（管理1級昇格後5年未満で退職する者については、昇格後退職までの俸給。以下同じ。）の平均値(注)に応じて定める。この場合において、特段の事情により、退職前5年間の俸給の平均値によ^レ拠り難いと総裁が認めたときは、退職時の俸給に応じて定めることができる。

なお、企画専門職員については、役職定年前の資格に基づき、役職定年前5年間の俸給（管理1級昇格後5年未満で役職定年となった者については、昇格後役職定年までの俸給。）の平均値（注）に応じて定める。これに拠り難い場合には、管理職に準じて取り扱う。

(注) 略（不変）

b. 退職手当特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、退職手当基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

(1 単位当りの加減給額)

- ・ 管理職・企画専門職員 ……
 - ・ 総合職 ……
 - ・ 特定職・技術職員1種 ……
 - ・ 一般職・技術職員4種 ……
 - ・ 技術職員2種 ……
 - ・ 庶務職員 ……
- } 略（不変）

ロ、略（不変）

ハ、功労金支給割合

功労金支給割合は資格、職務等に応じて定めた基本割合及び職務加算割合を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格、職務等に応じて算出するものとする。

- (イ) } 略（不変）
- ∫
- (ホ) }

ニ、略（不変）

(2) 年金

略 (不変)

(年金支給割合)

イ、基本支給割合

(満年齢 ~~60~~65 歳支給)

標準年齢		支給割合
38 歳 11 か月以上	39 歳 11 か月未満	2.03 2.71
39 "	40 "	2.15 2.87
40 "	41 "	2.28 3.04
41 "	42 "	2.41 3.20
42 "	43 "	2.53 3.37
43 "	44 "	2.86 3.85
44 "	45 "	2.92 3.93
45 "	46 "	2.98 4.01
46 "	47 "	3.04 4.08
47 "	48 "	3.09 4.16
48 "	49 "	3.15 4.24
49 "	50 "	3.21 4.32
50 "	51 "	3.46 4.65
51 "	52 "	3.72 4.98
52 "	53 "	3.97 5.31
53 "	54 "	4.22 5.64
54 "		4.47 5.97

ロ、資格・職務乗率

資格・職務乗率は、在任した最も上級の資格及び職位等に応じて定めた基本乗率及び職務加算乗率を合算したものとする。ただし、企画専門職員については、役職定年前の資格及び職位等に応じて算出するものとする。

(イ) }
∫ } 略 (不変)
(ホ) }

○ 5. を横線のとおり改める。

5. エキスパート職員の月手当

エキスパート職員（専任職及び業務職）の月手当は、職務及び機能度等により定めた時間給に基づき、実働時間に応じて支給する。

時間給は下表のとおりとする。ただし、下表の金額を下回る時間給を適用することが適当と認められる者に対する時間給の金額は、総裁が別に定める。

(1) 専任職（管理職等から再雇用された者）

時 間 給
略（不変）

(2) 業務職

イ、事務職員、技術職員 1 種、または技術職員 4 種または企画専門職員から再雇用された者

時 間 給
略（不変）

ロ、略（不変）